

高梁市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年1月17日制定
令和3年1月15日改定
高梁市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

高梁市においては、平地部が少なく狭く中山間地特有の不整形な農地が点在しており、作業効率や生産性を向上させるための取り組みを強化する必要がある。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足が急速に進んでおり、遊休農地の発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への集積の促進や新規参入の推進等、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のような観点から、地域の課題を克服しながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通して「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、高梁市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	3,411ha	351ha	10.3%
3年後の目標 (平成31年4月)	3,324ha	351ha	10.6%
改正時の現状 (平成31年4月)	3,296ha	376ha	11.4%
目 標 (令和5年4月)	3,181ha	376ha	11.8%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場行動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映させる。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	3, 4 1 1 ha	6 6. 4 ha	1. 9 %
3年後の目標 (平成 31 年 4 月)	3, 3 2 4 ha	6 8. 0 ha	2. 0 %
改正時の現状 (平成 31 年 4 月)	3, 2 9 6 ha	7 4. 5 ha	2. 3 %
目 標 (令和 5 年 4 月)	3, 1 8 1 ha	7 7. 5 ha	2. 4 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農 家数)	担 い 手			
		認定農業者	認定新規就 業者	基本構想水 準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成 29 年 4 月)	3, 2 1 2 戸 (2 0 3 戸)	1 9 8 経営体	9 経営体	4 0 経営体	1 6 団体
3年後の目標 (平成 31 年 4 月)	2, 7 9 5 戸 (1 9 8 戸)	2 2 0 経営体	1 9 経営体	3 0 経営体	2 5 団体
改正時の現状 (平成 31 年 4 月)	2, 7 9 5 戸 (1 9 8 戸)	1 9 1 経営体	2 1 経営体	9 9 経営体	2 5 団体
目 標 (令和 5 年 4 月)	2, 4 5 4 戸 (1 7 8 戸)	1 9 1 経営体	9 経営体	9 9 経営体	2 8 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

- ② 農地中間管理機構等との連携について
 - 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
 - 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化・新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
- ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い
 - 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 29 年 4 月）	6 人 2. 5 (ha)	— 法人 — (ha)
3 年後の目標 （平成 31 年 4 月）	1 2 人 5. 0 (ha)	— 法人 — (ha)
改正時の現状 （平成 31 年 4 月）	9 人 5. 0 (ha)	— 法人 — (ha)
目 標 （令和 5 年 4 月）	1 2 人 5. 0 (ha)	— 法人 — (ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。